

薬食発0220第1号  
平成25年2月20日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」という。）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第19号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり平成25年2月20日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

## 記

### 1. 指定薬物の指定等

#### (1) 新たに包括的に指定薬物を指定すること

次に掲げる物質群について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

① (1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノンのインドール環の1位に次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の4位に水素又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の1位並びに当該ナフタレン環の4位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)に規定する覚せい剤  
 ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (4-エトキシナフタレン-1-イル) (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

ニ (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) (4-ペンチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

ホ (4-ヘキシルナフタレン-1-イル) (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

ヘ (1-ヘプチル-1H-インドール-3-イル) (4-ヘキシルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

ト (4-メトキシナフタレン-1-イル) (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

第 1 欄	第 2 欄
1 直鎖状アルキル基(炭素数が3から8までのいずれかのものに限る。)	1 直鎖状アルキル基(炭素数が1から6までのいずれかのものに限る。)
2 直鎖状アルケニル基(炭素数が5のものに限る。)	2 アルコキシ基(炭素数が1又は2のものに限る。)
3 直鎖状アルキル基(炭素数が3から5までのいずれかのものに限る。)の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか1種類が1つ結合した基	3 フッ素原子 4 塩素原子 5 臭素原子 6 ヨウ素原子

② (2-メチル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノンのインドール環の1位に次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の4位に水素又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の1位並びに当該ナフタレン環の4位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

- イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤
- ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬
- ハ (2-メチル-1-ヘプチル-1H-インドール-3-イル) (4-ペンチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

第 1 欄	第 2 欄
<p>1 直鎖状アルキル基 (炭素数が3から7まで (当該ナフタレン環の4位に炭素数が6の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、3又は4) のいずれかのものに限る。)</p> <p>2 炭素数が8の直鎖状アルキル基 (当該ナフタレン環の4位に炭素数が2又は3の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。)</p> <p>3 炭素数が5の直鎖状アルケニル基 (当該ナフタレン環の4位に炭素数が6の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。)</p> <p>4 直鎖状アルキル基 (炭素数が3から5まで (当該ナフタレン環の4位に炭素数が6の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、3又は4) のいずれかのものに限る。) の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか1種類が1つ結合した基</p>	<p>1 直鎖状アルキル基 (炭素数が1から6までのいずれかのものに限る。)</p> <p>2 アルコキシ基 (炭素数が1又は2のものに限る。)</p> <p>3 フッ素原子</p> <p>4 塩素原子</p> <p>5 臭素原子</p> <p>6 ヨウ素原子</p>

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物 (ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。) は指定薬物であり、規制の対象となること。

(3) 所要の規定の整理

指定薬物省令中、(1) に掲げる物質群に含まれることとなる次に掲げる13物質の名称を指定薬物省令から削除したこと。ただし、当該13物

質については改正省令の施行後においても、(1)に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第2条第14項に規定する指定薬物であることに変わりはないこと。

- ①名称：(4-エチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-210
- ②名称：(4-エチルナフタレン-1-イル)(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-213
- ③名称：(4-クロロナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-398
- ④名称：ナフタレン-1-イル[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類  
通称：JWH-022
- ⑤名称：5-[3-(1-ナフトイル)-1H-インドール-1-イル]ペンタンニトリル及びその塩類  
通称：AM2232
- ⑥名称：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：AM2201
- ⑦名称：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](4-メチルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：MAM-2201
- ⑧名称：(1-ヘキシル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-019
- ⑨名称：(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(4-プロピルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-182
- ⑩名称：(4-メチルナフタレン-1-イル)[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類  
通称：JWH-122 N-(4-pentenyl) analog
- ⑪名称：(2-メチル-1-プロピル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-015
- ⑫名称：(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-007

⑬名称：1－（4－メトキシナフタレン－1－イル）（1－ペンチル－1  
H－インドール－3－イル）メタノン及びその塩類  
通称：JWH－081

## 2. 医療等の用途の規定

上記1.（1）及び（2）に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

### （1）次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

### （2）法第69条第3項に規定する試験の用途

### （3）法第76条の6第1項に規定する検査の用途

### （4）犯罪鑑識の用途

（5）（1）から（4）までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

## 3. 施行期日

公布の日（平成25年2月20日）から起算して30日を経過した日（平成25年3月22日）から施行すること。